

会 議 録

会 議 名	令和5年度 第3回福島市男女共同参画審議会
開催日時	令和5年10月17日(火) 午後3時から午後4時50分
開催場所	福島市男女共同参画センター 4階大会議室
出席委員	横田智史会長、小澤和枝副会長、赤間幸子委員、旗野礼子委員、前川直哉委員、松原喜憲委員、柳沼靖子委員、山内圭介委員、横山卓也委員
欠席委員	赤間睦子委員、佐藤久美子委員、高橋丈晴委員、元井貴子委員
議 題	議 事 (1) 報告事項 ・ 前回審議会の意見内容(抜粋) (2) 審議事項 ①全体像 ②各 論 ③根拠規定 ④行政サービス ア 制度を適用する対象者の範囲 イ 制度に付随するサービス ウ 具体的な手続き方法 エ 根拠規定 (3) 今後のスケジュール ・ 学生等からの意見聴取
市側出席者	総務部長：矢吹淳一 総務部次長：南澤 大 男女共同参画センター所長：木村佳子 主任：本田太郎

令和5年度 第3回福島市男女共同参画審議会 会議録

日 時：令和5年10月17日（火）午後3時～午後4時50分

場 所：福島市男女共同参画センター 4階大会議室

出席者：委員9名（別紙のとおり）

事務局：4名（総務部長、総務部次長、男女共同参画センター所長、主任）

事務局（部長） 前川直哉委員へ委嘱状交付

事務局（次長） 開会

横田会長 あいさつ

議事

（1）報告事項

・前回審議会の意見内容

事務局（主任）

（2）審議事項

①全体像

②各論

③根拠規定

④行政サービス

（3）今後のスケジュール

（4）その他

横田会長 パートナーシップ制度の審議を本格的に進めるにあたり、内容が多岐にわたることから、メリハリのあるかつ効果的な進め方について事務局案があれば提示してほしい。

（事務局案配布と説明）

横田会長 ただいま事務局案が示されたが、いかがか。

（異議なし）

横田会長 それでは事務局案を進める。

（1）報告事項に入る。事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料1にて説明

横田会長 続いて審議事項に入る。まず全体像について事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料2にて説明

横田会長 ご意見、質問あるか。率直な疑問でもいいので。

前川委員 2か所質問させていただきたい。

1点目は、5番の宣誓できる方というところの1行目、「一方または双方

が性的マイノリティのカップルで」という表現があるが、確かにこういう要綱もある一方で、先ほどいただいた盛岡市でもこういった規定は特にない。そのため、「性的マイノリティの方が」と要綱に入ることについて若干の違和感がある。例えば、結婚を認めるときに「性的マジョリティのカップルで」と言わないのに、こちらには「性的マイノリティの」というと違和感がある。この文言は必要なのか。

2点目は、通称名の使用のところで、戸籍上の氏名に加えて通称名を記載できるということで、併記という表現を用いていると思うが、トランスジェンダーの方はおそらく通称名だけの方が本人の意思に沿ったものとなるのではと感じた。ただし、これはほかの自治体で実際どのように運用しているかを調査していただき、どうしても戸籍上の氏名を載せないといけないということであればやむを得ないと思うし、他の自治体でこんな使い方をしているとか、表裏で使い分けるといった方法もあるかもしれない。検討していただきたい。

事務局（主任） 1点目については、確かにマイナーな表現かもしれないので、もう一度確認する。2点目については、中核市の自治体の調査を進めている中で、併記がほとんどである。おそらく、両方必要なのではないかと思うがもう少し調べてみる。

横田会長 通称名がどのような形で日常的に使われているのか勉強不足である。具体的に教えていただきたい。

前川委員 例えば、トランスジェンダーの方が男性の名前ではなく女性の名前にする等、どのような通称名にするかはご本人次第だが、それが通称名である。

横田会長 いろいろな書類は戸籍上の名前で、日常的に使うだけということか。

前川委員 その通りである。徐々に通称名を実際に使っているということが家庭裁判所で認められていく中で、最終的には正式な改名を認められる。そのため、基本的に通称名をしばらく長く使わなければならない。福島大学でも通称名で学生証を発行してほしいという場合にはOKを出している。ほとんど実際使われてはいないが、そのような規定になっている。

横田会長 現在、行政サービスにおいて通称名で通せるというサービスはあるか。

事務局（所長） 例えば、保険証や住民票では外国人の方の通称名は認められているかと思うが、正式な書類にはおそらく出てこない。

前川委員 難しい点は、パートナーシップ制度は基本的に性的指向の話で、同性と一緒に暮らしたいという性的マイノリティの2人だが、トランスジェンダーの方で戸籍上同性の方と暮らしたい時、トランスジェンダーの方への行政サービスや通称名の使用が認められない場合どうすればよいか。

可能であれば、できる範囲から行政サービスで通称名を使用できる
ところはないかを調査していただくとよい。

横田会長 セットで考えていった方が、平等性が担保しやすい。
前川委員 その通りである。そうすると、パートナーシップを使わない、トランス
ジェンダーの方が必ずパートナーを求めているわけではないため、シン
グルで暮らしているトランスジェンダーの方でも通称名が使えた方が
当然いい状況である。

横田会長 ほかにないか。
松原委員 5番目の宣誓できる方の（1）だが「双方とも成年である」との「成年」
は何歳になるか。

事務局（主任） 一般的には民法の年齢と一緒に18歳がよく出てくる年齢になっている。
横田会長 満18歳ということか。
松原委員 女性は16歳から婚姻ではないか。
事務局（主任） 婚姻による擬制成人の取り扱いとの確認は必要である。
松原委員 確か女性が16歳、男性が18歳でしたか。
横田会長 今回はあくまでも男女ともに18歳ということか。
松原委員 なんとなく違和感がある。
事務局（所長） 女性が16歳で結婚するためには親の同意が必要になる。この制度は
親の同意がいらない、個人で申請できる年齢と考えたときに18歳で
あると考えられる。

松原委員 パートナーシップとは同性でもパートナーとして一緒になるといった、
結婚のようなイメージがあった。そうした場合、婚姻が16歳や18歳
で、パートナーシップは18歳ということに整合性はあるか。それが
良いか悪いかは判断できないが、皆さんからの意見をお伺いしたい。

横田会長 全国的にどんな傾向があるか。
事務局（主任） 18歳が一般的だと把握していたが、もう一度調べさせていただく。
横田会長 次の各論のところでもいいが、少しの疑問でも、福島市としてどうする
か模索していくことが必要である。ほかの意見を求める。

横山委員 6番の宣誓の方法だが、「あらかじめ宣誓日を市に申し出て」とあり、
他市は具体的にどのような方法で運用しているのか。

事務局（主任） 宣誓日イコール受理日、あくまでもお二人がそろい、市の職員が立ち
会う約束のもと、宣誓日を想定していた。

横山委員 申し出の方法はどう考えているか。
事務局（主任） 実務的な部分はこれからになるが、ご相談いただいたうえで進める。
実際に想定する場所としては、男女共同参画センターになる。

横田会長 イメージは、男女共同参画センターにお問い合わせください、ご相談

横山委員 横田会長 事務局（主任） 横田会長 前川委員

くださいという、窓口を開設して、宣誓日を決めて。
電話とかメールとかでということか。
利便性を考慮し、最初の相談はそのような方法考えられる。
では、各論の方に進んで、そこで深めていきたい。
それでは、各論についての説明をお願いします。
資料3にて説明
はじめに押さえておきたい点は、同性パートナーは多様な性への配慮と
いうことである。つづいて、異性、事実婚のカップルについては人権の
尊重だという点である。それぞれの目的をしっかりと押さえて、その上で
気になったこと、気づいたこと等はあるか。
1点目の目的に関しては、導入自治体で一番多い宣誓制度、要綱という
組み合わせが一番スムーズだと考える。2点目の対象者については、
私個人としては同性パートナーと異性間の事実婚カップル、ともに認め
た方がいいのではないかと感じている。盛岡市も同性に限っておらず、
どちらも人権の尊重であり、多様な暮らし方、あり方を尊重するという
意味では両者に差はないと思っている。事実婚を認めた場合、フランス
のパックスという制度があり、それと非常に似ている。要するに結婚で
はない、法律婚とは異なる契約関係で、PACSというが、最初は同性
パートナー向けに作られたが、使っているのは異性間が増えている状況
である。結果的に法律婚をする前にまずパックスをして、そのあと法律
婚に進めるといった使われ方もする。このように多様な使われ方をして
いる。日本以上に、一度結婚すると離婚した時の手続きやお金のやり取
りが大変だから、まずはパックスで本当にこの人と暮らせるか試してみ
るといったイメージである。パートナーシップ制度は、日本でも結婚の
前の事実婚だったり、あるいは同居を試してみたりする方法もあると思う。
実際、ほかの自治体で進めていて大きな問題があったとは聞いていない。
2点目の対象となる方については、私は最低どちらかが福島に住んで
いないとやはり変なことにならないかと思う。実際、同性カップルが近
所に住んでいない場合はあり、「双方または一方が」というのは多い。
全国的に導入自治体が増える中、重婚ではないものの、市外在住のパー
トナーが他自治体でパートナーシップをしていないことを、その都度
問い合わせる必要が出てくると思う。最終的には、本人が宣誓書に書い
ていただくしかないものの、それは福島市だけの問題ではない。ただし、
その恐れがあるからと言って、二人とも福島市に住んでいなければいけ
ないというもおかしい。そのため、マジョリティとの公平性を含めて
「双方また一方が福島市に住所を有している」が適当であると思う。

続いて、生計同一の論点では、盛岡の定義第2の(2)のファミリーシップが「パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子または当該パートナーシップにある者の親」となっている。この「生計を一にする」は子だけに限るのか、子だけなのか親にもかかるのか。おそらく、「生計を一にする」のは子だけではないかと考える。そうであれば、親は生計を一にしていなくてもよいということになる。実際はどう運用しているのか難しいと感じる。

今回、福島市は後発自治体として導入自治体を参考に考えられることは良いと思う。

- 横田会長 盛岡市は、全国の中でもしっかりした設計をしているのか。
- 前川委員 よくできていると評価が高い。今年施行されたばかりであり、おそらく他自治体で運用していることを広くカバーし、うまくいってなかったところを改善した上で作ったという形になっていると思う。
- 事務局（主任） 前川先生がおっしゃったように、盛岡市の要綱が一番きっちり作られている印象を受けている。盛岡市の担当者と情報交換をしている点を紹介させていただく。パートナーの居所次第では、場合によって複数の自治体で証明制度を受ける可能性がある。パートナーの一方が他自治体に住んでいる場合、起こり得る状況と考える。
- 横田会長 今の話だと、仮に福島と盛岡で、どちらも宣誓すればどちらも発行してもらえて、どちらでもサービスが受けられるということになるが、大体にして離れてずっと暮らしていくパートナーという感覚があるのか。どちらかに一緒になるのではないか。
- 前川委員 あり得ると思う。それぞれが親の介護であったり、仕事の事情で遠方の方とお付き合いしているケースはある。もちろん一緒に住んでいるケースもたくさんあるが。そういった場合にも、家族にあたるのは、遠方のその人しかいないということがある。
- 横田会長 全国で広がっていったら、どこに行ってもダブルで提出して、どちらも認めてもらえるという事例がたくさん増えてくると思う。それは、いい悪いとかではない、いいと思う。
- 事務局（主任） 今のままだと二つの自治体で証明するという流れになる。別の視点から申し上げますと、例えば自治体間の連携や、都道府県レベルといった広域で証明を出す場合には、あまり住むところにこだわらずに一つの証明で済む可能性もある。実際に、自治体間で行う場合や広域で行うなど多岐にわたっているようである。
- 横田会長 対象範囲で、ファミリーシップで子や親、3世代の場合、これはどうか。
- 前川委員 基本的には入れた方が、当然いいと思う。

横田会長 親も含めてか。

前川委員 親も含める。後の方にも出てくると思うが、介護の申請等が出てきたときに、パートナーの親と法律上は全くの他人だということになると、いろいろなことが出来なくなってしまう。本来のファミリーシップの趣旨は、例えば子供についても親権も何もない状態だったものを、家族だということを自治体が証明することであるため親も含めるべきと考える。また、異性間で結婚している場合は、配偶者の親というのは当然家族扱いになるので、それに準じた扱いはすべきだと思う。

横田会長 子供の対象年齢は。

前川委員 これは難しいところだと思う。これはほかの自治体も調べていただいているが難しい。

事務局（主任） 例えば、義務教育の15歳、また、児童福祉法の関係があるかと思うが18歳が多い。年齢制限を設けないところも結構ある。

前川委員 盛岡のように生計を一にする子としか書いていない場合には、年齢制限はないということである。当然、子にもいろいろな子がおり、年齢制限を設けない盛岡方式が、私としては1番しっくりくる気がする。

横田会長 ファミリーシップの親まで含めるということに関してはどうか。前川先生の意見のように当然のようにも感じるし、いきなり全部と思う方もいるかもしれない。

小澤委員 親も含めるべきだと思う。普通の婚姻関係にある場合は、親も含まれるし、子供だけで親を入れないとすると、親はどうなんだという論点が絶対出てくる。その時にまたやり直すよりは、大きく捉えて、基本的には普通の婚姻関係に則ったことが、差別ではなく、差別という言葉がどうかと思うが、そこに寄り添うのが1番いいと思う。

横田会長 ほかに。

柳沼委員 病院に勤めているが、やはり意思決定支援のところ、キーパーソンとなる方の存在が大きい。病院にもよるとは思うが、本当の息子さんとか、本当の方でないと思えないというような病院もある一方で、急変して亡くなる時に、挿管しますかとか、心臓マッサージをしますか、と確認した時に意思決定をゆだねる人も多様化している。実際には、一人暮らしのご老人、事実婚の方、内縁関係の方もいらっしゃるもので、そういうところが証明されてくると、カルテの表記の仕方などもスムーズになる印象がある。基本的にはゆりかごから墓場までじゃないが、生まれてから死ぬ時までのことを考えて、イメージして取り組まれた方がいいのかと、個人的には思う。

横田会長 自分も保育園をやっている、保育園の引き渡しも、結構あいまいな引き

渡しも実際存在しており、それも各園でルールを決めてやっている。安全性、命に係わることに關しては、こういうきちんとした証明書を出して下さいというの也被えられる。生計の部分も、保育園の運営も、保育料を決めるとか、世帯収入に対して決められるので、そのあたりももう少し深掘りしていきたい。

旗野委員 今保育園の話もあったが、学校も同じように考えている。先ほどの盛岡市の要綱を見ると、「同意があること」とあるので、そこで意思決定の場があるということで、やはり意思決定を含めるのが大前提だと思う。

赤間委員 ファミリーシップで、子供さんが大学、高校とかで市外に出た場合はどうなるのか。

横田会長 市外に出た場合ですね。その時じゃなくて、大きくなって市外に出る。事務局（主任） 生計維持の考え方と、生計同一の考え方がある、一般的に学生が市外に出るときには、生計は一緒だという考也有るので、基本的には一緒でいいのかなと考也有る。なお、引き続き事例を調べてみる。

赤間委員 盛岡市の要綱は、宣誓の要件で15歳以上である子及び親についても本人の同意が必要となっている。例えば、子供が自分は抜きたい、解消したいと思ったときは、その申し立てをすれば抜けられる状態になっていればよい。例えば独り立ちをして、ファミリーシップには入ってなくてもという自分の判断があれば、選べる状態が望ましい。

柳沼委員 抜けてもいい状態というのは誰が判断するのか、そこはファミリー間の問題なのか。あと、盛岡市の場合の要件が、対象とする15歳以上の子と親も含めて同意が必要とあるが、例えばファミリーシップで15歳未満から同じく生活していた子が、15歳になったときにはそこで同意が必要と考也有るのか。効力というのが、パスポートみたいに何年更新というのがなくて、永年というところがあるのであれば、いずれは子供が小さくても15歳になるので、その時に続けるかどうかを確認するのかどうかというのが、ほかの自治体では何かあるか。

事務局（所長） 更新というか、15歳になったら意思確認するのかどうか、ほかの自治体の状況を調べてみる。例えば、小学生の時にファミリーシップ関係になったが15歳の時に確認しなければならないか。

前川委員 その点は、ほかの自治体もそうだが、宣誓というのがあくまでもその時点のものを示すものである。盛岡市の要件には、宣誓の無効というのがあって、宣誓日以後に要件を満たさなくなったときという項目がある。つまり、宣誓をしたときは子供が10歳だった、15歳になった、15歳で本人が同意しない時に無効になる。その都度確認するということは要綱の中にないためしないと考えられるが、これを満たしている状態に

限り、市役所としては宣誓を承認するという定義で作ってある。おそらく盛岡市の要綱を踏襲すればよいと思う。

- 柳沼委員 宣誓をするときの年齢で判断して、という考えで行けばよいと思う。
- 前川委員 15歳になったら、市に言う必要はないが本人の同意を得ることなど。
- 横田会長 変えたいときは基本的に自己申告だろう。自分で問い合わせをして手続きし、自己申告をしなければそのまま継続するイメージか。
- 柳沼委員 本人は嫌だと言っているのに、そのまま継続する感じになる。
- 横田会長 パートナーが変わった場合も自己申告なのだろうか。基本的には。解消も自分で、新しいパートナーともまた新しく宣誓する。
- 柳沼委員 婚姻のように、何か月か空けるということはないか。
- 横田会長 ないと考えられる。先ほどのフランスのパックスという制度を初めて聞いたが、結婚か離婚かの真ん中で、事実婚とか週末婚といった形態もある中、そういった多様性を認めるというイメージなのか。
- 前川委員 おっしゃる通りである。結婚に比べると限定されるが、事実婚よりももう少しいろいろなことが出来る関係、そういう選択肢としてある。
- 横田会長 それでもう少し踏み込みたい場合は、きちんとした婚姻関係にというのが、先ほどのパックスであろう。
- 前川委員 一生パックスの方もいる。日本ほど法律婚に厳しい国はないと思う。日本は子供を産むときに法律婚じゃないと、冷たい目で周りからみられてしまうが、ヨーロッパとかは全然そんなことない。
- 横田会長 ほかに何かあるか。
- 横山委員 先ほどの、宣誓の要件のところ、15歳以上の子、親について本人の同意という部分だが、例えば障がいがあって、知的障害で意思が伝えられない子供さんの場合も出てくるかもしれないが、そういった部分が難しいと、お話を聞いて思ったが、どうか。
- 横田会長 自分で意思が伝えられない場合。
- 事務局（主任） 率直に申し上げて、そこまで想定できていないかもしれない。お子さんを入れるという議論になっているが、どのようなお子さんというのは、おそらく次のステップになるのではないかと考える。全国的に。実際に、書類の代筆とか、そういうやり方はあるが、そもそも配慮が必要なお子さんへの対応は確認が必要である。
- 横田会長 ここではどのように進めるか。決議というか。
- 事務局（主任） 可能性として、選択肢として事務局で提示した。論点ごとに決めていただければスムーズと考えている。
- 横田会長 全国の事例、専門家の前川先生のお話もいただいた。
- はじめに、目的と内容、制度の名称だが、これは宣誓制度が多く使われ

ているということで、宣誓制度でいいか。

(はい)

横田会長 次が、制度の根拠規定のところは、要綱でよろしいか。

(はい)

横田会長 盛り込むべき範囲は事実婚も含めるということでよろしいか。

(はい)

横田会長 ファミリーシップは、子の年齢は継続して調査することでよろしいか。

(はい)

横田会長 そして、親に関しては、親も入れていこうというところで。異議なしで。

(はい)

横田会長 そして、宣誓できる方は、双方又は一方が市内に住所を有している場合。又は3か月以内に転入予定、これは転入予定の意思表示か。転入届が受理されたではなくて。

事務局（主任） 3か月という猶予を設けているのは、転入していきなり住居が決まるわけではないので、受付票を持って例えば不動産業者にあたるか、時間的なものが必要なので、転入そのものというよりは転入の意思を示された時からスタートと考えている。

前川委員 今回の解釈に関してはいろいろなパターンがある。盛岡市は双方又は一方が3か月以内に市内転入予定も含むが、双方又は一方が3か月以内に市内転入予定というのは、現時点で両方住んでいないことを含むことになる。これは双方又は一方が市内に住所を有しているということが、個人的にはすっきりするかと思う。

横田会長 そうだと思う。転入予定という文言をはずすとすっきりする。福島市にどちらかが住んでいれば成立するが、どちらも福島市の人じゃないのに制度を使えるというのは違和感がある。

ほかに、確認することはあるか。

柳沼委員 この転入予定の方が、お二人ともパートナーシップを使いたい、例えば住居を決めたりする時から制度やサービスを使いたいという人を想定しての文言というふうに考えたが。そういうことがあるのであれば、今後どのように提供するか関係してくると思った。

事務局（主任） 転入しても手続きに時間がかかるとか、そういった証明がないとできない手続きについては、その一方がというところで結び付けていると思う。双方は難しいが、一方が福島市に住んでいないと、福島市との関係性が難しいという考えによるものである。

横田会長 続いて事務局より根拠規定と行政サービスをセットで説明願う。

事務局（主任） 資料4により説明

横田会長 意見、質問あるか。
(なし)

横田会長 今後のスケジュールについて説明願う。
事務局(主任) 資料により説明

横田会長 最後に前川委員より補足説明をお願いしたい。
前川委員 1点目は行政サービスである。個人的な思いとしては、福島市は後発自治体であることを生かして、能な限り広くカバーできるものが望ましいと考える。2点目は、直接パートナーシップとは関係ないが、毎年福島市で多様な性の尊重を求めるパレードを実施していて、私も実行委員の1人となっており、11月4日にレインボーマーチをまちなか広場出発で行う。関心のある方はご覧いただきたい。

横田会長 山内委員、感想を含めていかがか。
山内委員 勉強になった。実際に困っていることを想定しながら、マイノリティの方たちのために進めているのであれば、制度の導入を急ぐ関係上、ポンポン進めていった方が彼らには親切だろうと思った。事実婚や何かといういろいろテーマを広げれば広げるほど、様々な検討事項が出てくるのが勉強になった。委員の出席率が高まるために、皆さんスケジュールで動いていると思うので、次がいつなのか聞きたい。

事務局(主任) 今のところ12月下旬を予定している。
山内委員 変わっても構わないので、年間のスケジュール、大まかな日程をできるだけ早く示して欲しい

横田会長 事務局には早めの日程をお願いする。
各委員のご協力に感謝申し上げます。私自身、審議会の議長の立場であるがとても勉強になった。対象者の方は特別ではないという思いが強い。お互いに恩恵を受けて生活していて、それで暮らしが成り立っていると考えた場合、特別なサポートを議論しているのではなく、ひとり一人の市民の皆さんがより良い豊かな暮らしにつながっていけばという思いで議論を進めた。さらに深掘りしてじっくり進めていきたいという思いに、だんだんシフトしてきた感じも受けている。本審議会の役割を踏まえても、有意義な時間になっていると感じている。以上で、予定していたすべての議事を終了したので議長の任を解かせていただく。

(4) その他

事務局からの連絡事項

(なし)

事務局(次長) 閉会